

F A X 送付案内

令和3年12月13日

A 4 2 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の 確認について (国内9例目)

平素よりお世話になっております。

12月12日、青森県三戸町の肉用種鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 (今シーズン国内9例目) が確認されました。
【農林水産省情報提供】

【概要】

- ・所在地 : 青森県 三戸町
- ・飼養状況 : 肉用種鶏 (約7千羽)

【経緯】

- ・12月11日 : 青森県は、同県三戸町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- ・同日 : 当該鶏について鳥インフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- ・12月12日 : 当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生については、国内外で報告されており、今シーズンは、例年より感染リスクが高い状況にあります。家きん農場等においては、引き続き、侵入防止対策の徹底をお願いします。

なお、家きん飼養農場において本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

☆ 個々の農場で！地域ぐるみで！

農場防疫 (バイオセキュリティ) 対策の徹底をお願いします！！

毎月29日 (2月は9日) は畜産の日！県内一斉消毒の日！

鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内9例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日（12月12日（日曜日））、青森県三戸町（さんのへまち）の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内9例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1. 農場の概要

農場所在地：青森県三戸町
飼養状況：肉用種鶏（約7千羽）

2. 経緯

- (1) 昨日（12月11日（土曜日））、青森県は、同県三戸町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。
- (3) 本日（12月12日（日曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼埋却、
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 政務を青森県に派遣する等により、青森県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 青森県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。